

**大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日

大阪市会議長 木下 誠 様

提 出 者

山下昌彦	川嶋広稔	山田正和
大内啓治	金子恵美	宮脇 希
角谷庄一	片山一步	伊藤良夏
高見 亮	杉村幸太郎	太田晶也
北野妙子	黒田當士	西川ひろじ
杉田忠裕	土岐恭生	島田まり
山中智子	井上 浩	

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している政務活動費の月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（抄）

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から平成29年3月31日までの間において、同条

平成30年3月31日

例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。